

令和8年8月24日(月)
税理士会定例懇談会

参 考 資 料

久留米税務署

1 申告書等の様式変更

2

1 - 1 申告書等の様式変更

- 一部の書面申告書等について、AI-OCRで文字や数字の読み取りを行うため、レイアウトを変更します。
※ 「控用」は、なくなります。
- 現行の様式との比較は、以下のとおりです。
- 書面申告の場合、AI-OCR様式の受付開始後は、最新のAI-OCR様式で提出をお願いします。
※ e-Tax申告を推進しています。ペンダーソフトから非AI-OCR様式が出力される場合などには、非AI-OCR様式でも提出はできますが、多くのメリットがあるe-Tax申告のご利用をお願いします。
※ 過去に入手した申告書等については、様式の内容自体が変更されている場合がありますので、国税庁ホームページで、最新の申告書等であるかをご確認ください。

【現行KSK : OCR】

1 文字枠フィールド（ドロップアウトカラー）で、文字位置が固定されています。

【KSK2 : AI-OCR】

フリーピッチ枠となります。また、ドロップアウトカラーは廃止します。

- AI-OCR様式は、書面の申告書等の様式です。e-Taxの申告には影響はありません。
※ e-Taxソフトやe-Taxソフト（WEB版）等では、非AI-OCR様式の申告書等のレイアウトが表示される場合があります。
- AI-OCR様式に変更した様式であっても、過年分は非AI-OCR様式のままの場合もあります。

1 - 2 申告書の税理士署名欄の移転

- 申告書の様式変更により、申告書第二表の「税理士署名欄」を第一表に移転します。
- ※ 令和8年6月に、令和8年分の所得税申告書等の様式案を国税庁ホームページに公開する予定です。
- ※ 令和8年分の所得税申告書等の様式の公開は、令和8年12月に行う予定です。
- 現行の様式との比較は、以下のとおりです。

【現行】 《現行の所得税申告書第二表》

税理士署名欄は第二表に位置

【変更後】 《変更後の所得税申告書第一表イメージ》

税理士署名欄を第一表に移転

1 - 3 法人税申告書等の様式変更

- 法人税に係るAI-OCR様式の国税庁ホームページへの公開時期は、それぞれ以下を予定しております。
 - 申告書（注1）：令和8年8月
 - 申請・届出書（注2）：令和8年6月
- （注1） AI-OCR様式を公開する対象事業年度は、令和4年4月1日以後終了事業年度分以降となります。
- （注2） 令和8年度税改に対応したAI-OCR様式については、令和8年8月末の公開を予定しております。
- 法人税申告書別表一の現行の様式との比較は、以下のとおりです。

【現行】 法人税申告書別表一（OCR様式）

【変更後】 法人税申告書別表一（イメージ）

1 - 4 法人設立関係届出手続の統合

- 法人設立関係の4手続（法人設立届出、青色申告の承認申請、給与支払事務所等の開設届出、源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請）を1つのAI-OCR様式に統合し、「青色申告の承認申請書 兼 法人設立届出書」を新たに設けます。
- 現行の様式との比較は、以下のとおりで、この統合様式は令和9年1月から使用開始予定です。

【現行】

《法人設立届出書》 《青色申告の承認申請書》

→単体様式は**廃止**
(令和9年1月)

→単体様式は**廃止**
(令和9年1月)

《給与支払事務所等の開設届出書》

《源泉所得税の納期の特例に関する申請書》

【変更後】

《青色申告の承認申請書 兼 法人設立届出書イメージ》

1 - 5 異動届出書の様式変更

- AI-OCRの導入に伴い、異動届出書について、レイアウトを変更予定です。
- 異動届出書の現行の様式との比較は、以下のとおりです。

【現行】 《異動届出書》

(現行A4)

【変更後】 《異動届出書イメージ》

1 - 6 相続税・贈与税申告書等の様式変更

- 相続税・贈与税に係るAI-OCR様式（申告書、申請・届出書）は、それぞれ以下の時期に国税庁ホームページへ公開予定です。
 - 相続税：令和8年7月
 - 贈与税：令和8年12月
- なお、相続税・贈与税に係るAI-OCR様式のうち「相続税・贈与税の更正の請求書」など一部の様式については、令和8年8月頃に国税庁ホームページへ公開予定です。
個々の様式の詳細な公開時期については、国税庁ホームページで公開しています。
- 相続税・贈与税に係る様式は、最新の様式のみAI-OCR様式として公開します。
例えば、相続税申告書第1表であれば、令和8年度、令和7年度に様式を改定していないため、令和6年1月分以降用の様式をAI-OCR様式として公開し、それ以前の様式については、AI-OCR様式を公開しません。

例) 相続税申告書第1表

	令和8年度	令和7年度	令和6年度	令和5年度
AI-OCR様式として公開	様式改定なし	様式改定なし	申告書第1表 令和6年1月分以降用	AI-OCR様式は公開しない 申告書第1表 令和5年1月分以降用
	申告書第1表 令和6年1月以降用			

8

1 - 7 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の様式変更

- これまで、税務署では、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（OCR様式）」を印刷し、税務署窓口にて備え付けるほか、年末調整関係書類に封入し発送していました。
- 今後は、AI-OCRで文字や数字の読み取りを行うため、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（OCR様式）」の印刷を廃止します。また、レイアウトを変更します。
※ 国税庁ホームページから納税者自身で印刷した様式を使用していただくことが可能になります。
- 現行の様式との比較は、以下のとおりです。

【現行】

《給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表》

【変更後】

《給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表のイメージ》

9

1 - 8 申告書等の書面提出に当たって

- 納税者等から書面で提出された申告書等については、原則、スキャン（AI-OCR）処理によりデータ化を行うこととなります。
- 申告書等を書面にて提出（郵送）する際は、以下の点に、ご協力をお願いします。

《用紙について》

注意点	内容
用紙の種類	「普通紙」、「再生紙」等の表示で市販されているものを使用してください。
用紙のサイズ	原則として、A 4 版としてください。
用紙の状態	しわ、濡れ、変色、異物付着、めくれがないようにし、用紙は穴をあけたり、のりづけはしないでください。
複数枚に及ぶ場合	クリップ等で留めて提出してください。

《印刷について》

注意点	内容
白黒印刷	文字等の色は黒を使用してください。
裏面への印字等	用紙が薄く、裏面の記載内容が透過するような場合は、裏面への記載・印刷はお控えください。また、裏面の白紙には、メモの記載や書類の貼付は行わないでください。
印刷方法	にじみ、色の濃淡、裏写りが生じないように印刷してください。また、用紙をコピーして繰り返し使用すると、かすれやズレが生じ読み取りに影響するため、プリンタから直接印刷した用紙を使用してください。
印刷後の状態	文字や枠線にかすれや傾きがないかを確認してください。

《記載方法について》

注意点	内容
枠内への記載	記載事項を訂正する際も、可能な限り記載欄の枠内に収まるよう記載してください。
金額の記載	国税庁HPに掲載している記載要領等に基づき、数字のみ記載すべき項目には、「¥」、「円」は記載しないでください。

10

1 - 9 提出された申告書等への日時等の自動印字

- 書面で提出された申告書等は、原則、スキャン（AI-OCR）処理によりデータ化します。
- スキャン処理の既未済管理のため、スキャン処理した申告書等には、スキャン日時等が自動的に印字（インプリント）されます。
- 提出者に返付する書類（延納・物納申請書に添付して提出される「担保関係書類」など）にも、スキャン日時等がインプリントされます。

【スキャン日時等のインプリントのイメージ】

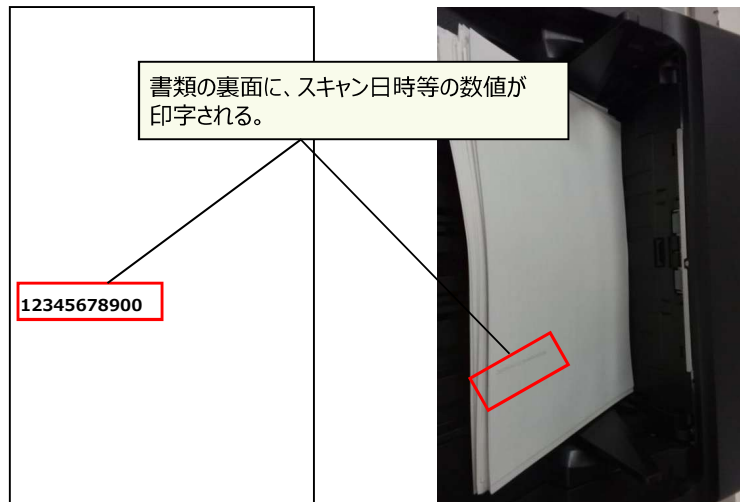
《表面》 担保関係書類の例

担保関係書類の例

見本

12345678900

《裏面》



11

2 通知等に記載される番号の変更

12

2 通知等に記載される番号の変更

- 税務署から納税者等へ送付する通知等には、その通知等を特定するための「番号」を記載しています。その「番号」として、KSK2への移行後は「お問い合わせ番号」（13桁）を使用します。
- 「お問い合わせ番号」は、納税者一人ひとりに付番されるものではなく、税務署から納税者等へ送付する文書ごとに付番されるものです。
- なお、納税者等は、税務署の担当者に、通知等に記載された「お問い合わせ番号」を伝えることで、その通知等についてのお問い合わせをスムーズに行えます。
※ 「お問い合わせ番号」は、税務署において発番し、通知等に印字します。

【例：予定納税額の通知書】

お問い合わせ番号 標	来年の確定申告の際には、必ず予定納税額（合計欄の金額）を入力し、差し引いて計算してください。 年 月 日 _____ 税務署長
年分 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書（一般用）	

13

3 納付書（一般用）・所得税徴収高計算書の様式変更

※ 最新の様式かどうかは、「整理番号」（8桁）が「お問い合わせ番号」（13桁）欄に変更されていることで、ご判断ください。

14

納付書・所得税徴収高計算書の様式変更①

- 納付書（複写式）のレイアウトを変更します。
 - 現行の「整理番号」欄（8桁）は、「お問い合わせ番号」欄（13桁）に変わります。
 - レイアウト変更後の納付書（複写式）の詳しい記載方法は、裏面の二次元コードから参照できます。
- ※ 当分の間、古いレイアウトの納付書も使用可能です。
- ※ 納付書（A4用紙）については、税務署で必要事項を印字した上でお渡しますので、そのままご使用ください。

【現行】 《複写式・1片》

「整理番号」欄
(8桁)

【変更後】 《複写式・1片》

「お問い合わせ番号」欄
(13桁)

(※) 複写式の2片・3片についても、1片と同様にレイアウト変更

15

納付書・所得税徴収高計算書の様式変更②

- 所得税徴収高計算書（複写式：日銀OCR用）のレイアウトを、以下のとおり変更します。
- 現行の「整理番号」欄(8 桁)は、「お問い合わせ番号」欄(13桁)に変わります。
- レイアウト変更後の所得税徴収高計算書（複写式：日銀OCR用）の詳しい記載方法は、国税庁ホームページの「所得税徴収高計算書（納付書）の記載のしかた」から参照できます。
※ 当分の間、古いレイアウトの所得税徴収高計算書も使用可能です。
- また、署の窓口で交付（又は、署から個別に郵送）する所得税徴収高計算書は、「複写式：日銀OCR用」から「A4用紙」へ変更します。

【現行】
《複写式：日銀OCR用・1片》

「整理番号」欄
(8 桁)



【変更後】
《複写式：日銀OCR用・1片》

「お問い合わせ番号」欄
(13桁)



4 提出年月日の表示

4 申告書等への提出年月日の表示

- 申告書等閲覧サービス、申告書等情報取得サービスや開示請求では、申告書等の提出年月日は、申告書等のヘッダーに印字されます。
※ 収受日付印の押なつは行いません。

【開示請求の際の申告書のイメージ】

提出年月日 yyyy.mm.dd 受付番号 9999999999999999

提出年月日 yyyy.mm.dd
年 月 日

申告書イメージ

18

5 漢字等の取扱い

19

5 漢字等（旧字体等）の取扱い

- 税務署から納税者等へ送付する文書や納税証明書等で使用する漢字・記号は、JIS（日本産業規格）の第1水準から第4水準まで（JIS X 0213で定義された文字）となります。
- このため、一部の漢字・記号について、字形が置き換わる場合や、手書きにより表示する場合があります。
- 主な事例は、次のとおりです。

漢字/記号	現行（例）	変更後
漢字	吉	吉
	岸	岸
	高	高
	岡	岡
	𠂔	（手書き）
	𪛗	（手書き）
記号	⑨	（手書き）
	（印）	（手書き）

20

6 e-TaxのIPアドレスの仕様変更

21

6 e-TaxのIPアドレスの仕様変更

- e-TaxのIPアドレスを、固定IPアドレスから動的IPアドレス（※）へ変更します（現在、e-TaxのIPアドレスは公開していますが、KSK 2 への移行後は非公開となります。）。
- ※ 接続するたびにIPアドレスが変わります。
- e-Taxに接続する際、IPアドレスを指定して接続している方は、URLでの接続に変更するようお願いします。

Webページ	URL（※）	IPアドレス	
		現状	KSK2への移行後
認証	login.e-tax.nta.go.jp	固定のIPアドレスを <u>公開</u>	<u>非公開</u>
マイページ	mypage.e-tax.nta.go.jp		
受付システム	uketsuke.e-tax.nta.go.jp		
e-Taxソフト(WEB版)	clientweb.e-tax.nta.go.jp		
開始届出書作成・提出コーナー	kaishi.e-tax.nta.go.jp		
QRコード付証明書等作成システム	cps.e-tax.nta.go.jp		

※ 各WebページのURLの変更はありません。

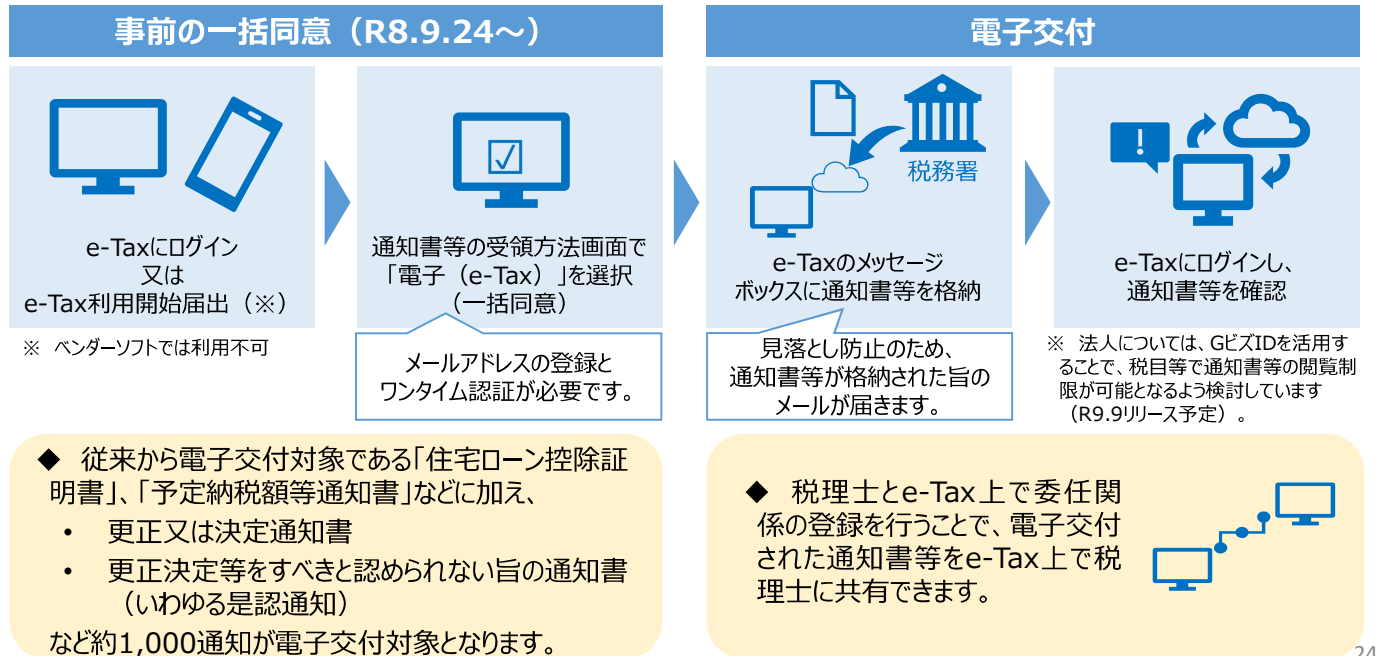
22

7 処分通知等の電子交付の対象拡大

23

7-1 処分通知等の電子交付の対象拡大

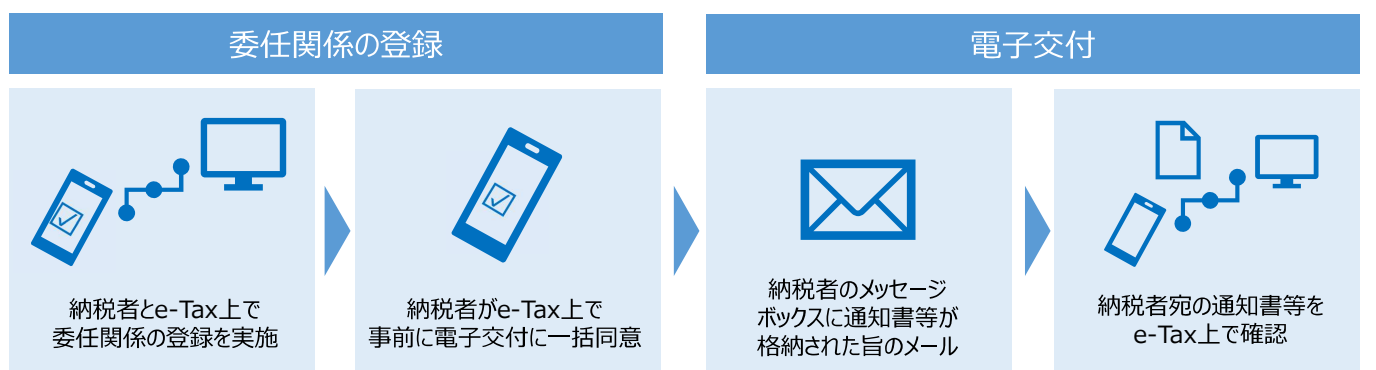
- 令和8年9月24日より、税務署長等が行う処分通知等の電子交付対象が拡大されます。
- 電子交付への同意方法が、「申請等の都度の同意」から「事前の一括同意」に変わります。
※ ただし、「国税還付金振込通知書」の電子交付については、従来どおり申告・申請等ごとの同意が必要です。
- 電子交付を希望される方は、従来から電子交付を利用されていた方を含め、e-Tax上で令和8年9月24日以後に電子交付への一括同意をお願いします。
※ 電子交付対象の一覧や一括同意の詳細等は、順次e-Taxホームページで公表予定です。



24

7-2 電子交付のメリット (税理士の方)

- 電子交付と関与先納税者のマイページ情報を参照する機能 (以下「税理士マイページ」という。) で、納税者宛の通知書等をより確認しやすくなります。



AS IS (書面交付or従来の税理士マイページ)

- 従来の税理士マイページは通知書等の閲覧不可
- 納税者が通知書等を確認し、税理士へ電話やメール等で共有する必要
- 納税者にいつ通知書等が交付されたのか税理士側は把握できない

TO BE (電子交付)

- 税理士マイページにより、納税者宛の通知書等をe-Tax上で閲覧できます！
- 納税者のメッセージボックスに通知書等が格納された旨のメールが、サブメールアドレスにも届きます！

25

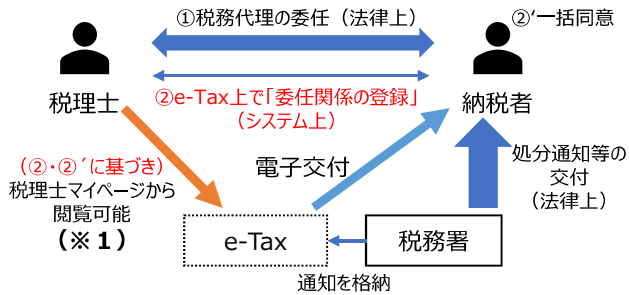
7-3 税理士マイページについて

- e-Tax上で納税者と「委任関係の登録」を行った税理士の方については、納税者宛に電子交付された処分通知等を含め、納税者のマイページ情報を参照できるようになります（税理士による代理受領とは異なり、納税者に電子交付された処分通知等のすべてを「閲覧」※できます）。

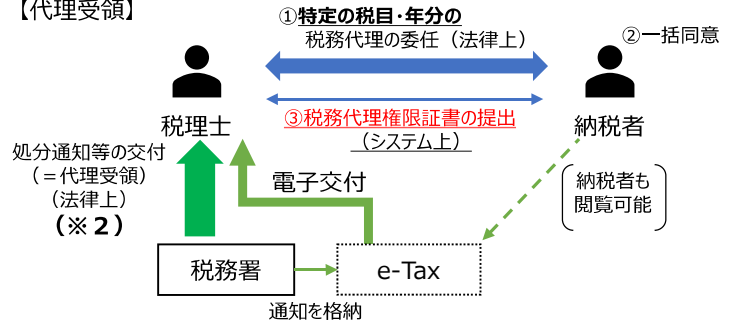
※ 代理受領は、「納税者本人に代わって受領」できるものであり、税理士マイページは、委任関係を根拠に「閲覧」が可能となるものです。

※ 関与を解消される場合は、関与先納税者のマイページから税理士の方のメールアドレスを消去した後に、「委任関係の解除」をお願いします。操作方法の詳細は、e-Taxホームページ（「委任関係の登録方法」）をご参照ください。

【税理士マイページ】



【代理受領】



相違点	税理士マイページ	税理士による電子通知の代理受領
性質	納税者から関与税理士への 情報共有	関与税理士による処分通知等の 代理受領
処分通知等の交付先	<u>納税者</u>	<u>関与税理士（代理受領）</u> ※納税者もe-Tax上で閲覧可能
税理士が閲覧可能な通知	納税者に電子交付された処分通知等 すべて (上図の※1)	特定の通知のうち、あらかじめ税務代理権限証書で指定した税目・年分等に係る通知 (上図の※2)
処分通知等を格納した旨のお知らせメール	<u>納税者に送信</u> ※サブメールアドレスに関与税理士のメールアドレスを登録された場合は、当該税理士にも届きます	<u>関与税理士に送信</u> 加算税賦課決定通知、予定納税額の通知、納税証明書など6通知が対象

26

8 e-Taxのメンテナンス

8 e-Taxのメンテナンス

- KSK2への移行に当たっては、現行システムからKSK2へデータを移行するなどの作業が必要となります。
- このため、次の期間においてはe-Taxのメンテナンス時間とする予定です。

- ・ **令和8年9月19日（土） 0時～令和8年9月24日（木） 8時30分**
- ・ **令和8年9月26日（土） 0時～24時**

※ メンテナンス中は、e-Taxにログインすることができません（メッセージボックス（受信通知など）の確認もできません。）。

※ 9月9日（水）から9月18日（金）までの間に送信された「電子申告開始（変更等）届出書」についての「税務代理利用可能の通知」は、9月24日（木）以降に格納されます。初めて、代理送信を予定している方（新規に税理士登録された方など）は、申告期限等をご確認の上、余裕をもって手続きいただきますようお願いします。

【利用可能時間 ◎ 0:00～24:00 ○ 8:30～24:00 × 終日メンテナンス】

令和8年（2026年）9月						
日	月	火	水	木	金	土
		1 ◎	2 ◎	3 ◎	4 ◎	5 ◎
6 ○	7 ○	8 ◎	9 ◎	10 ◎	11 ◎	12 ◎
13 ○	14 ○	15 ◎	16 ◎	17 ◎	18 ◎	19 ×
20 ×	21 ×	22 ×	23 ×	24 ○	25 ◎	26 ×
27 ◎	28 ○	29 ◎	30 ◎			

28

9 源泉徴収票の複写様式の印刷の廃止

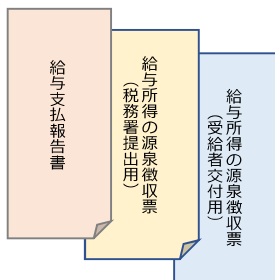
29

9 源泉徴収票の複写様式の印刷の廃止

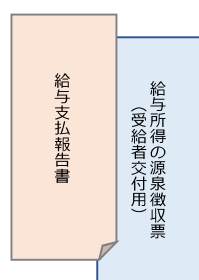
- 現在、給与の支払者は、以下の様式を作成し提出・交付する必要があります。
 - ① 給与支払報告書（市区町村提出用）
 - ② 給与所得の源泉徴収票（税務署提出用）
 - ③ 給与所得の源泉徴収票（受給者交付用）
- 今後は、AI-OCRで文字や数字の読み取りを行うほか、源泉徴収票のみなし提出の特例が開始するため、給与所得の源泉徴収票（税務署提出用）が含まれる3枚複写の様式の印刷を廃止します。
 - ※ 令和9年1月1日以後、市区町村に給与支払報告書を提出した場合には、税務署に源泉徴収票を提出したものとみなされるため、源泉徴収票を税務署に提出する必要がなくなります。
- 給与支払報告書と源泉徴収票（受給者交付用）を同時に作成することができる入力用PDFを国税庁ホームページに掲載します。

【現行】

【3枚複写】

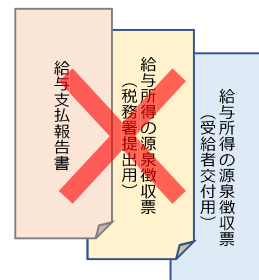


【2枚複写】

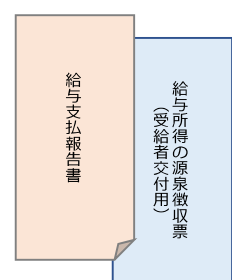


【変更後】

【3枚複写】



【2枚複写】



令和9年分以後の所得税について、事業所得又は不動産所得に係る、

10万円控除要件が変わります！



え、どう変わるの？どうしたらいいの？

複式簿記かつe-Tax送信をして、
最大75万円の控除をめざしてみましょう！



令和9年分から青色申告特別控除はどう変わる？

10万円の青色申告特別控除の対象者から、その年において不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営む者で、これらの所得に係る取引を簡易な簿記の方法により記録しているもののうち、その年の前々年分の不動産所得又は事業所得に係る収入金額が1,000万円を超える者は10万円の青色申告特別控除が適用できなくなります。

収入金額 (2年前)	改正前 【簡易簿記】	改正後	
		【簡易簿記】	【複式簿記+e-Tax】
1,000万円超	10万円	0円 (控除対象外)(※1)	65万円又は 75万円(※1,2)
1,000万円以下	10万円	10万円	

※1 不動産所得に関しては、収入区分が1,000万円超である場合、事業的規模の方のみ控除対象外となり、業務的規模の方は、改正前と同様に最大10万円の控除を受けることができます。
なお、業務的規模の方は、複式簿記に移行したとしても、控除額は簡易簿記の場合と同様に最大10万円となります。

※2 改正後の65万円控除の要件（複式簿記+e-Tax）に加えて、請求書データ等との自動連携や訂正削除履歴の記録など一定の要件を満たす優良な電子帳簿を作成及び保存している場合には、最大75万円の控除を受けることができます。



条件に該当したら青色申告特別控除を受けられなくなるのは
分かったけど、複式簿記ってどのようにすればいいのかな・・・

おまかせください！裏面をご覧ください！



複式簿記には、会計ソフトが便利と聞いたけど？

会計ソフトを利用することで、日々の仕訳を簡単に行うことができ、入力した仕訳は他の帳簿へ自動的に転記・集計され、損益計算書や貸借対照表を効率的に作成できるため、複式簿記による記帳を行いやすくなります。

なかでもクラウド会計ソフトは、銀行口座との自動連携や請求書・レシートのスキャンといった機能を有しているものが多く、業務の効率化を図ることができます。



JIIMA認証
会計ソフト

会計ソフトの導入に当たっては、デジタル化・AI導入補助金が活用できます。小規模事業者の場合、導入費用の最大80%が補助されますので、是非活用をご検討ください。詳しくは、デジタル化・AI導入補助金ホームページ等から活用事例と併せてご確認ください。



補助金HP

複式簿記で記帳したいけど、指導してくれるところはありますか？



【記帳指導が受けられる主な指導機関と特徴】

名称	特徴	HP
青色申告会	記帳方法等について継続的な伴走支援が受けられます。 ※会員向けのサービスです。 ※詳細は最寄りの青色申告会へご確認ください。	 青色申告会
商工会/ 商工会議所	記帳方法だけでなく、補助金等に係る計画策定支援や経営相談にも対応しています。 ※一部会員向けのサービスです。 ※詳細は最寄りの商工会・商工会議所へご確認ください。	 商工会・商工会議所

まずは自分で学習したい場合は？



【YouTube「国税庁動画チャンネル」】

帳簿の記帳のしかたや決算のしかたに関する動画をYouTubeに掲載しています。



YouTube
「国税庁動画チャンネル」

【各種パンフレット】

帳簿の記帳のしかたや決算のしかたについて詳しく説明したパンフレットを国税庁ホームページに掲載しています。



パンフレット掲載先

税務署でも教えてもらえる？



【記帳・決算説明会】

税務署では、個人事業者の方を対象に、記帳に関する説明会を開催し、具体的な記帳のしかた等についての説明を無料で実施しています。

また、決算や消費税に関する説明会も行っていますので、ご利用ください。



説明会のご案内

【外部委託による記帳指導】

記帳のしかたのほか、一般的な決算における帳簿の処理や確定申告書等の作成に至るまでの一貫した指導を、各国税局が事業者委託して行っています。

記帳指導を希望される方は、所轄の税務署にお問い合わせください。

※ 申込状況により、ご希望に沿えない場合があります。



記帳指導について